

○豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会運営規則

平成 26 年 9 月 26 日

規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成 26 年豊明市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、豊明市障害者福祉計画等策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第 2 条 条例第 2 条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 障がい者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関する事務
- (2) 障がい者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関する事務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか障害者福祉計画等の策定及び推進に関し必要な事項に関する事務

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (3) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (4) 公募により選出された市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。